

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案の概要

1．改正の趣旨

特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定)に基づき、日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に独立行政法人に準じた管理手法を導入するため、所要の改正を行う。

2．改正の主な内容

- (1) 助成業務に係る中期目標・中期計画・年度計画の策定及び実績の評価
文部科学大臣は助成業務に関する中期目標を定め、これに基づき事業団が中期計画及び年度計画を定めるとともに、文部科学省に置かれる独立行政法人評価委員会は助成業務の実績を評価するものとする。
- (2) 文部科学大臣による監督権限
助成業務に関しては、違法行為等に対する是正命令を行うものとする。
- (3) 役員の任命及び解任
理事長及び理事として備えるべき資質を明示するとともに、業務の実績が悪化した場合、文部科学大臣又は理事長がそれぞれの任命に係る役員を解任しうるものとする。

3．役員の種類・数

理事長、理事9人、監事2人

4．施行期日

平成15年10月1日(ただし、施行のために必要な準備に係る部分については公布の日)から施行